

○ 北海道道州制特別区域推進条例（平成 19 年北海道条例第 44 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、道が行う道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成 18 年法律第 116 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の道州制特別区域基本方針の変更についての提案（以下「変更提案」という。）に関し、道民の参加の促進に必要な事項を定めることにより、変更提案に道民の意見、提言等を反映し、もって法第 2 条第 1 項に規定する特定広域団体である北海道における広域行政の推進（以下「道州制特別区域の推進」という。）を図ることを目的とする。

（道民への情報提供）

第 2 条 道は、変更提案の案の作成に当たり、道民が意見、提言等を述べることができるよう、道民に対して積極的に情報を提供しなければならない。

（変更提案の案の作成等）

第 3 条 道は、変更提案の案の作成に当たり、道民の参加を促進するため、道民が意見、提言等を述べる機会を十分に確保しなければならない。

2 知事は、変更提案の案の決定について、法第 6 条第 2 項に規定する手続をしようとするときは、あらかじめ、北海道道州制特別区域提案検討委員会の意見を聴かなければならない。

3 道は、変更提案の案を決定したときは、第 1 項の規定により道民から述べられた意見、提言等に対する道の考え方を公表しなければならない。

（設置）

第 4 条 道州制特別区域の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道道州制特別区域提案検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 5 条 委員会は、知事の諮問に応じ、変更提案の案に関する事項を調査審議する。

2 委員会は、道州制特別区域の推進に関し、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第 6 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 7 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 8 条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員会は、変更提案の案の審議のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

5 委員会は、会議を原則として公開しなければならない。

（会長への委任）

第 9 条 第 4 条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条から第 9 条までの規定は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。